

平成27年度第2回山梨県個人情報保護審議会議事録

1 日 時 平成27年7月7日(火) 午前10時35分~午後12時25分

2 場 所 恩賜林記念館2階特別会議室

3 出席者(敬称略)

(委 員) 吉澤宏治、坂本玲子、堀内寿人、原敏、市川由美
(事 務 局) 森田課長、関総括課長補佐、田辺、石原、矢竹、遠藤
(市町村課) 行政選挙担当 花形、渡邊、小林
(税 務 課) システム管理担当 河西、田中、中村
(情報政策課) 情報システム管理担当 中村

4 傍聴者数 0人

5 会議に付した議題等

(1) 特定個人情報保護評価

(住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の第三者点検)

(2) 特定個人情報保護評価

(地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務の第三者点検)

(3) その他

平成26年度山梨県個人情報保護条例の施行状況について

6 議事の概要

(1) 特定個人情報保護評価(住基ネット関係)

(議長)

まず、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の第三者点検を行う。前回の審議では、あらかじめ各委員と答申案を調整し、それを基に今回、答申案を決定することとしていた。各委員の意見を踏まえた答申案について、まず、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

- 資料1に基づき、答申案について説明 -

(議長)

答申案について、何か質問・意見はあるか。

- 答申案についての質問・意見なし -

(議長)

それでは、答申はこれで確定ということとする。続いて、これに対する実施機関としての対応案・評価書の修正案について、説明をお願いする。

(市町村課)

- 資料2に基づき、答申案における意見とそれに対する実施機関としての対応案・評価書の修正案の内容を説明 -

(議長)

ただいまの説明について何か質問・意見はあるか。

(委員)

「違反行為をした従業者等に対する措置」の修正案についてであるが、前段は法律・罰則の紹介、後段は職員の違反行為が発覚した場合、操作権限を停止すると書かれている。前段の方は、要するに法律上罰則はこうなってますよ、という紹介がされているということであって、従業者に対する措置としては、裁判になって、判決になるとこうなりますよということである。その前段階で、例えば、警察への通報とか告発とか、あるいは実施機関として懲戒処分をすとか、そこまで踏み込んで言うのか、あるいは後段にあるように、システムとの関係で何らかの抑制措置、ペナルティををすることにするのか、ということである。私は、どちらかという、後段の方をここで挙げなさいと言っているのだと思う。違反行為と言っても、ここにあるのは67条、68条だけであるが、この二条だけではないと思う。あるいは違反行為と言っても、故意に行う場合、あるいは不注意で行う場合もある。様々なケースもあるので、前段部分については、こういう形で列挙しなくてもいいのではないか思っている。

(市町村課)

この記載については、前回、会長さんから指摘をいただき、考慮事項において記載されているとおりであるので、まずは各県の評価書を見てみた。その結果、ほとんどの県において記載がなかった。2県ほど記載があったので、その中の「滋賀県」のものに、罰則と操作権限の停止という記載があったので、それを参考に記載した。まずは第一段階として、違法行為が発覚の場合、必要に応じ、操作権限を停止するという措置をとったうえで、刑事事件として起訴された場合には、当然、職員としては処分されることになる。後段で言っているのは、違法行為が発覚した場合、このような措置を取るところで、前段のように起訴された場合にはしかるべき処分もされる。ここには記載していないが、記載していないものも懲戒処分の対象にはなるという考えではある。

(委員)

しかるべき法律的手続を取る、刑事手続ないしは懲戒処分を検討するくらいの形でどうか。この条文の羅列が不自然に思う。罰則もこれだけではない。何かこううまく概括的にまとめた文章の方がセンスがいいのではないかと思う。

(委員)

条項部分を切ってしまうというご意見か。

(委員)

そうである。前段には触れずに、後段だけでも私はいいと思う。あえて罰則関連に触れるのであれば、刑事告訴、懲戒処分があるだろうから、その点については必要に応じて検討する、くらいの概括的なことを一言触れるということでもいいのではないか。

(委員)

委員のご指摘は、多分、多数のケースがあるのではないかと。操作権限を停止することについては、故意、過失関係なく対応されるということだと思ふので、それに加えて、故意があった場合には懲戒処分を検討するということか。

(委員)

仮に、条文の趣旨の話を入れるのであれば、そうである。

(委員)

要するに、罰則のケースのいくつかだけが掲載されている・・・

(委員)

そうである。それも裁判を受けてこういうことになりますよ、ということである。

(委員)

それでは、今お話があったような考えで直していただければ、という意見である。

(市町村課)

そのような考えで修正したいと思う。

(議長)

その他に何かあるか。

(委員)

4点ある。(1点目)実務上問題があるのではないかと。情報セキュリティ責任者は一人と書いてあるが、この人は休めなくなるのではないか。休んだ場合には業務が止まるということにならないか。

(市町村課)

そこについては、情報セキュリティ責任者の上に、情報セキュリティ管理者という者もいるので、管理者か責任者がこの業務を行うことになる。

(委員)

承知した。休めないとか、休んだら業務ができなくなってしまうということを心配していた。

(委員)

(2点目)操作証についてであるが、これは物理的な印である。これの着用を義務づけると書いてある。これはそういう権限を持っている人だよということを示して成りすまし防止を図るということであると思うが、現実問題として、現場で課長を見間違ふということがあるとは思えない。だからあまり意味がないと思う。あまり効果がないうえに、実は、印を付けることにより、標的方攻撃の標的になりやすいということがある。つまり、あの人は権限を持っている人間だということを知らせてしまっているから、実利がないのに危険ではないかと思つた。この人をストーキングすれば攻撃できるということになり得る。市町村課長は決まっているのであろうから、ぶら下げるといふことは必要ないのではないかと。思ふ。

(委員)

(3点目)媒体連携の修正案についてであるが、「磁気ディスク」と書いてあるが、CD-Rは磁気ディスクではない。そもそもシステム内で、フロッピーディスク、磁気ディスクを使うのか。そうでなければ修正してほしい。

(委員)

(4点目)従業者に対する教育・啓発の部分で、「e-ラーニング」を行うという説明もあったが、「知識の習得に努めさせることとする」と、自己啓発のように見えてしまうので、県側で習得するためのものを用意するというを入れてもらった方がいいのではないかと。これだと、個人個人にやりなさい、やりなさいということで終わっているということになってしまう。きちんと講習機会を設けるということを書いてほしい。

(市町村課)

(2点目)操作者証についてであるが、住基ネットのセキュリティに関する指針において、そこでは名札と言っているが、操作者がこのような形で操作者であるということを示すものを着用するということが求められている。課長自身が着用するというわけではない。また、偽造で似たようなものをぶら下げて操作者に成りすますということもあり得るので、操作者証に公印を押すということを考えている。実際、市町村課においては、端末について、別の課の職員が操作者として来て、そこで操作するわけであるが、その際、連絡をもらって、端末の立ち上げは操作者ができないこととされており、我々が立ち上げる。立ち上げたあとに、生体認証によってログインするという仕組みを取っているが、そこに座って操作している者が、周りの職員からすると別の課の職員ということになるので、実際どうなのか分からないという状況があるので、そういうこともきっかけとしてあり、これを義務付ければ、周りから見ても権限を持っている者だということが分かるということをやろうとしている。

(委員)

市町村課長が着用するというわけではないということか。

(市町村課)

市町村課長は着用しない。市町村課長は、操作者証を交付するということである。

(委員)

承知した。

(市町村課)

(3点目)磁気ディスクの表現については修正する。

(市町村課)

(4点目)e-ラーニングについては、私から説明をすればよかったが、資格取得に必要な知識の習得ということにあわせて、e-ラーニング研修というものがある。これは、職員が通常使う一人一台パソコンを使って、インターネットを通じて、文字・図表・アニメによって構成された講座を行うものである。地方公共団体情報システム機構がそれを作り、主催して行っている。かなりの章立てがされており、その單元ごとにテストがあると同時に、修了テストもあり、修了者には、地方公共団体情報システム機構の修了証も出されることになっている。その中で、メニューとしてマイナンバー制度とか、情報セキュリティに関するものもある。それを受講さ

せるということも検討している。

(委員)

そのあたりを書き込まれた方がいいのではないかと思う。

(市町村課)

逆に質問させてほしいが、e-ラーニング研修というものは、セキュリティとか、新たにマイナンバーという項目もでき、いろいろな研修がある。ITパスポートも同じだと思うが、6割以上できれば修了ということになるが、その場合、あわせてITパスポートの取得ということになると負担が大きくなるということも考えられるので、その場合、ITパスポートではなく、e-ラーニングによる研修ということによって一本化するということでもよろしいか。

(委員)

ただ、説得力の問題で、今の地方公共団体情報システム機構の認定というものが、どれだけ、県民、国民が認めるものであるかが分からない。これだけやれば安心だということについて、例えば、運転免許について、免許を持っていれば事故を起こさないというわけではないが、免許を持っていない人間は明らかに事故を起こす可能性は高い。だから、そういう勉強ということについては終わりはないという前提で、ただ、一定の基準を決めないと、話を進められないし、周りからの評価ということもしてあげられないので、そういうものを導入するということである。だから、ITパスポートを義務化しろという話ではないが、取得した方がいいよというスタイルは取ってほしい。e-ラーニングについては、やりなさいという形で義務化になることはいいことである。e-ラーニングは行政に必要なITリテラシーが加わっている学習システムだと思う。ITパスポートは、いろいろな業種の人に対応する一般国民を対象とするものであるから、レベルは少し高くなる。e-ラーニングをやるということは何の問題もないし、さらにITパスポートを取って一層なる学習をしろ、という姿勢だけは残してほしい。だから、一本化ということではない。一本化ということになると、これをやれば安心、それは何というときに、国民にもあまり知られていないもの、ということになってしまう(e-ラーニング)。それは最低限であるが、さらに国が定めた国家資格(ITパスポート)を取るように推進している、ということになれば、全然、受け止められ方が違うと思う。そういった意味で、そういうものを推奨してほしい。

(市町村課)

e-ラーニングを実施することで検討していくということで、この評価書の表現としては、「セキュリティに係る資格等に要する知識習得に努めさせる」ということで考えている。

(委員)

「講習機会を用意する」という表現にしてほしい。「努めさせる」ということだと、単に「やりなさい」ということになってしまう。機会をきちんと準備しているよ、ということをきちんとアピールした方がよいと思う。やりなさい、と言っているだけで何も提供しないというニュアンスに取られてしまう。「努めさせる」という表現はいいが、それプラス、何らかの講習機会を県側で用意するということが必要だと思う。

(委員)

操作者証については、予め配付するのか、それとも操作の際にその都度配付するのか。

(市町村課)

権限者というのは、当然、権限付与の際に記録を残している。その対象者に対して、氏名とか、公印を押印して、一人一人に個別のものを配付するという考えている。

(委員)

対象者は、何名くらいか。

(市町村課)

県庁の中で、全部で100名以上になる。

(議長)

それでは、答申を踏まえた形で、そのように修正していただいた方がよろしいのかなと思う。答申自体は、事務局から出してもらうこととする。

(2)特定個人情報保護評価(地方税法関係)

(議長)

次に、地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務の第三者点検を行う。まず、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- 情報提供ネットワークシステムの概要について説明 -

(税務課)

- 全項目評価書の内容を説明 -

(事務局)

- 内部点検について説明 -
評価書P26 2の部分について、税務から、住基ネットの保護評価を踏まえて、「違反行為を行った従業者に対する措置」について追記をしたい旨の申し出があった。

(税務課)

- 事前質問について説明 -

(情報政策課)

- 事前質問について説明 -

(議長)

以上の説明について、質問等はあるか。

(委員)

- 質問・意見 -

(事務局)

本日あった話について、税務課等でまとめてもらって、各委員に送付する。また、次回の日程

調整についてもあわせて行う。

(委員)

私の方から、そのほかに、細かい点について確認したいことがあるので、追って送る。

(議長)

以上をもって議事を終了する。